

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社 地域計画連合

②施設名等

名称：	埼玉県立児童養護施設上里学園
施設長氏名：	野坂 博
定員：	140名 暫定129名 現員112名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

(法人) 埼玉県社会福祉事業団は、利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい共に歩む施設を目指し地域福祉に貢献します。
(法人) 1：県の福祉を支えるセーフティーネット 2：地域との共生 3：先駆的取組の推進 4：人材の確保育成 5：安定的な経営基盤と透明性の確保
(施設) 1：児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実 2：心の傷を癒す治療的養護の充実 3：安心・安全な生活の保障 4：地域との交流・連携の充実

④施設の特徴的な取組

1：児童の自立支援に対する取り組み(自立支援3事業) 2：せい教育・食育・LSWの取り組みによる自立に向けた土台作りの支援の充実 3：専門職の配置による支援の充実(自立支援担当・FSW2名配置・里専・心理担当) 4：地域との連携

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2025/4/1
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2026/2/10
前回の受審時期(評価結果確定年度)	令和4年度(和暦)

⑥総評

【良い点】

○ボランティア活動を通し、子どもたちが様々な人と交流することによって体験が広がり人間関係の構築に繋がっている
幼児の読み聞かせボランティア・ピアノボランティア（有償）など多くのボランティア活動が行われている。大学生による学習ボランティアや遊びボランティア等を受け入れ、学習面だけでなく遊び等多岐にわたり積極的に活動を行い、児童たちも楽しみにしている一つである。ボランティア活動を通して子どもたちは、様々な人達と触れ合う中で社会のルールやコミュニケーション能力の向上、人とのつながりの大切さを学ぶ良い機会となっている。

○地域に向けた事業を展開する等、地域との交流を通して地元で根差した拠点作りに取り組んでいる

地域の自治会と交流を持ち、防災消火訓練に参加する等、地域活動に取り組んでいる。また地域住民に向けてグラウンドの使用や集会室の貸し出しを行う等、積極的に施設を開放している。衛生講座を開催したり民生委員の視察を受け入れる等、地域との交流を通して地域に開かれた施設として「上里学園」を知ってもらうよい機会となっている。

○子どもたちの安心・安全な施設生活を保証するための取り組みを進めている

基本方針の柱に安心・安全な生活の保障を掲げ、リスクへの対策や事故への配慮、感染症の予防、災害時に備えている。また安心で落ち着ける場所の確保に向け、居室等の改修・整備、職員が子ども一人ひとりへの対応を丁寧に行える環境づくりに向け小規模化への対応に取り組んでいる。

【コメントを要する点】

○子どもたちが、主体的に意見を出し合い話し合う機会の検討も期待したい

寮で行われる児童会は、年6回以上開催されることが多く、行事や外出の話し合いや児童からのルールやテレビの視聴等に対する意見が出され、職員が話すことが多くなっている状況もある。現状では必要に応じて開催されており、毎月1回は実施できたらいいとも考え、また子どもの意見は日常生活の場でも吸い上げる機会はあると考えている。当面の課題を話し合うだけでなく、子どもたちが主体的に意見を出し合う場や他者の考えを聞き受容する等の体験、高学年をリーダーとして場をまとめる機会等、子どもの権利擁護の視点からも将来の社会性を見据えた体験の機会の検討を期待したい。

○職員が自分のスキルを上げるために、選択できる学びの機会の提供の検討を期待したい

法人として人材育成に力を入れ、職員研修の計画や個人研修計画を作成、職員のスキルアップに努め、新入職員や転入職員に対しての研修を行う等きめ細かい育成に力を入れている。また研修の情報を知らせ、OJTの指導計画を基に受講希望に対して面談を行い、受講後には報告書の提出を求めている。県のキャリアアップ研修は業務評価につながらないと考えているが、個人の資質や学びのレベルの向上につながる機会と考え、情報を提供し希望者には受講の機会を提供する等も期待したい。

○業務の効率化と職員負担の軽減に向け、現場の声を活かしさらなる工夫を期待したい

職員調査では業務の負担軽減や最適化への意見が寄せられており、人員不足が背景にあるとは考えるが人材確保には一定時間を要するため、さらなる業務の効率化で職員負担の軽減を図ることを進められたい。会議支援ソフトを活用した会議・研修により移動時間の削減と情報共有の迅速化を進め、音声テキスト化ツールの導入や文書アプリの活用で記録や報告書作成の負担軽減も取り組み始めている。現場からの声を活かしながら、ICTやIoTの導入等でさらなる業務の効率化を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

3年に1回の第三者評価ですが、今年度は指定管理の更新とも重なり、日ごろ多忙なことを理由に振り返ることが難しい事柄について、一つひとつ向き合い考える機会をいただきました。第三者評価の中では、例えば一般的な性教育ではなく上里学園としては「せい教育」としてこだわり続けてきたことについてもご理解を頂き、これまでの支援を今後も自信をもって継続していきたいと思えることができました。児童アンケートについて、ひとりの児童から出された意見では、第三者評価の場だけではなく、その後に行われた役付会議、寮長会議でも議題として取り上げ協議をするきっかけとなりました。その他の支援における項目でも高い評価を頂き、職員が日ごろから実践していることが認められました。地域との関わり、自立支援など高評価の項目の中でもご意見や要望がありましたので協議しつつ、今後の支援の参考にしてより良い施設運営をしていきます。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の定める理念と基本方針を踏まえ、「法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活を送れるよう支援サービスを提供する」施設の方針を掲げ、4つの取り組み姿勢を明示している。 ・全体会議にて職員間で共有し、施設内に掲示して常に意識できるようになっており、ホームページにも掲載しており業務必携にも盛り込んで周知している。 ・子どもたちには、よりわかりやすい表現とルビを付した「理念・方針」に取りまとめたものを準備し、施設内に掲示して伝えている。 ・保護者向けの資料も作成されており面談時等に配布して説明している。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・園長が埼玉県児童福祉施設協議会主催の研修に毎年参加し、社会福祉事業全体の動向把握等に努めており、児童相談所等の関係機関からの関連情報も把握している。 ・地域における福祉計画等は、「埼玉県こども・若者計画」や「社会的養護推進計画」等から情報を収集し職員間での共有を図っている。 ・役付会議では入退所や一時保護の状況、ヒヤリハット、事故、苦情等の危機管理の現状を共有して施設を取り巻く環境・経営状況を踏まえ安定した施設運営につなげている。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・会議体系や各種委員会を通じて把握された情報が整理・集約され、現状における分析、課題の抽出と対応策の検討等が進められており、検討された結果は全体会議や寮会議、業務の引継ぎ等を介して担当職員へ周知されている。 ・重点目標シートは事業計画と連動しており、各分野の数値目・標達成水準、設定理由、達成に向けた施策が具体的に記載され、半期ごとに見直しを行い、取り組みの進捗状況が確認されている。 ・専門性の向上に向けた人材の育成や業務のスリム化への対応等が引き続きの検討・対応課題として認識されている。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の中期経営計画には経営理念の実現に向け具体的な経営目標が明示され、①県の福祉を支えるセーフティネット、②地域との共生、③先駆的取組の推進、④人材の確保・育成、⑤安定的な経営基盤と透明性の確保の5分野が掲げられている。 ・県のモニタリングを基に、年度毎で評価・見直しが行われ、その結果を踏まえ次年度の中期計画が構成されている。 ・子どもたちの安定した施設生活に向け、小規模化・個室化への改修等に取り組み、すでに既存施設の半分に改修が行われ子どもの快適な日常生活の場が確保され、残された施設部分も継続して改修工事が実施される予定である。 ・家庭的養育の推進を目指して、敷地内に小規模グループケア棟を整備して職員を増員し、子どもの養育環境に関するさらなる取り組みを進めている。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の中長期経営計画を踏まえ、施設の事業計画には具体的な状況を記載した年度の重点目標シートが策定され、各項目に前年度実績、今年度の目標値（達成水準）、達成に向けた施策が記載されている。 ・進捗状況を中間時点で把握し、目標達成に向け必要な取り組みを明確にしている。 ・職員にとっても理解しやすい重点目標シートは、具体的に何を進めていくかが明確にでき、検証も客観的に見えるよう工夫されている。 	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、前年度の評価を取りまとめ、全体会議にて共有した上で、当年度の事業計画に関する職員から挙げられる意見を集約・反映するという計画作成過程を取っており、年2回重点目標シートを基に進捗状況の評価・見直しが行われている。 ・重点目標シートの検証結果は、全体会議等の機会を通じて随時職員に説明されている。 ・年4回県の定期的なモニタリングが会議支援ソフトを介して行われ、重点目標・課題の達成度・自立支援事業等が確認のポイントとなっており、併せて評価・見直しが行われている。 	
② 7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、子ども及び保護者向けの資料を作成し、施設玄関や各寮に掲示し周知しており、連絡ができる保護者には配布する対応も行い、できる限り理解につなげる取り組みを進めている。 ・寮毎に毎年、事業計画に関する分かりやすい資料を取りまとめ、児童会を通じて説明を行い、幼児に向けては分かりやすく口頭で伝えて周知に努めている。 	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護支援の骨格ともいえる自立支援計画は、子どもの意向確認・アセスメント等を踏まえて作成されており、自立支援計画会議で計画の妥当性と評価（PLAN）を行ったうえで、児童支援に取り組み（DO）、一定期間で振り返り（CHECK）をしてさらに改善していく過程（ACTION）を実践している。 ・毎年度サービス自己評価を第三者評価と同じ評価項目で行い、組織全体（園長や経営層）で養育・支援の内容を検証しており、3年に1回第三者評価も受審している。 ・自己評価や第三者評価から挙げられた課題等は役付会議等、必要に応じて全体会議にて職員間で共有し、課題解決に向けて取り組む事業展開が実践されている。 	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・運営状況等報告シートを毎月作成し、入所率、一時保護の状況等をデータとして取りまとめ、危機管理報告を整理して、役付会議等で段階的に職員と共有し理解を深めて、具体的な対応策へと活かしている。 ・サービス自己評価に基づいて課題等が指摘・明示されれば、改善策を検討して職員間で共有・対応している。 ・対応すべき課題については、衛生委員会、権利擁護委員会、防災安全委員会、保健食事委員会、研修運営委員会、危機管理委員会が分野に合わせて効果的に検討・対処し、評価結果に基づき改善への取り組みを実践につなげている。 	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・園長は職務分掌で自らの役割と責任を明示し、HPには所信表明を含めて年度毎に取り組む方向性を示しており、SNSを活用した広報につなげる情報の発信にも期待したい。 ・年度初めの全体会議や役付会議でも施設の経営方針と自身の役割と責任を表明しており、職員間での共有がなされている。 ・園長不在時における権限の委任や有事の際における対応についてマニュアルに明示されており、職員間で共有・周知がなされている。 ・在室時には子どもが園長を訪ねて来て色々と話していくこともあり、子どもたちとの関係も良好な状況であることが窺える。 	

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・園長は権利擁護に関する施設長研修や児童養護に関する研究会等に参加し、新しい制度や変更点等の的確な情報収集に努めており、各会議や連絡会等を通じて職員に周知し知識の習得につなげている。 ・遵守すべき法令等を理解した上で、取引事業者や行政関係者等の利害関係者との適正な関係を構築している。 ・職員に対して遵守すべき法令を役付会議や全体会議等に通じて説明・指示するとともに、子どもとの関係等において権利擁護に関する具体的な取り組み等も行っている。 		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・園長は副園長との連携を活かし指導力を発揮するとともに、養護・支援活動の質向上に向けて職員の取り組み等を援助し支え、施設の改修や小規模化等への対応を進めており、子どもとの関係性等も良好に推移していることが窺える。 ・事業計画や重点目標の実践に伴う課題や職員のサービス自己評価から把握された課題等に関して職員全体会議や役付会議等において対応策がその都度検討・協議され、取り組みの実施に向けての指導がなされている。 ・各会議や部署毎のOJTやSV、各種の研修へ積極的に参加をして養護・支援活動の質的向上につながる取り組みを進め、人材の育成にも注力しており職員の教育・研修の充実にも力を入れている。 		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・園長はその職権を踏まえ、施設経営の改善や業務の実効性向上に向け、人的・物理的資源を有効に活用し、労務管理・経営状況等を把握、役付会議で施設の現状を説明・伝え、職員と共有して取り組みを進めている。 ・全職員との面談や日々の養護・支援活動におけるコミュニケーション等を通じて、職員から挙がる意見を把握し、働きやすい職場環境の整備に努め、職員全体会議や役付会議等にて説明・表明をしている。 ・小規模グループ棟が開設され、より家庭的なケアに取り組み始め、さらに細やかな支援ができるようになったと職員調査結果でコメントが寄せられている。 ・良くなった点として組織の報連相、施設の環境、事務処理作業の効率化を挙げる意見も挙げられる。 		

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の中期経営計画では、人材の確保育成を重点目標として掲げており、自立支援担当職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理担当職員を専任で配置し、専門性の高い養護・支援に努めている。 ・定着率の向上に向けて具体的な取り組みとして研修強化を図り、職員一人ひとりの希望を踏まえ研修への参加を計画的に促したり、OJT指導計画を作成して職員の養護・支援活動への意欲の向上や働きがい等を高める取り組みを進めている。 ・人材の確保と継続、職員の連携不足を指摘する声も見られ、職員の充実・人材育成の向上等が期待される。 		

② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が求める職員像として「元気」「優気」「根気」を明示して総合的人事管理を実施しており、人材の確保、職員研修の充実、自己啓発の支援、ポジション別育成施策による取り組みを進めている。 ・考課基準として業績評価及び職能評価を定め、各職員等級に応じた職能業務分掌を明示して定期的な面談を通じ各職員の勤務形態を確認、人事評価を行い、結果はフィードバックして今後の業務へ活かせるようにしている。 ・契約職員は施設が直接採用できるが応募者が限られることもあり、施設でのOJTを中心とする指導だけでなく外部研修も取り入れて能力・資質の向上を図っている。 ・施設では人材の質という面から養護・支援に適した職員を採用することが難しい点もあると考えている。 	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会を毎月開催し、職場環境の現状・就業状況の確認把握を行い、課題があれば対応を協議する等、働きやすい職場づくりに努め、育休の取得、時短での勤務配慮にも対応しワークライフ・バランスに配慮している。 ・職員の就業状況、時間外就労等は勤務実績表で確認・管理されており、勤務時間をデータ化し実効的な勤務時間管理を望む意見も見られる。 ・職員調査では改善すべき点として「慢性的な職員の欠員に対する対応」「人材を確保するも定着しないの繰り返し」という指摘もあり、児童養護施設での働きがいや魅力等をさらに広く伝えていくことも検討・実践されたい。 	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が求める職員像が掲げられ、職員一人ひとりの目標管理が業績評価・職能評価制度に沿って総合的人事管理が実施されている。 ・法人全体で人材の確保、職員研修・階層別研修の充実を図り、自己啓発の支援、ポジション別育成施策による取り組みを進め、職員の定着につなげていくとしている。 ・毎年度初めに各職員の業績目標を作成し具体的目標を明示、年2回の目標に対する進捗状況の確認、取組状況を振り返り、職員面談を通じてコミュニケーションを図って施設としての育成方針や職員への期待を伝え、併せて職員の将来への希望、助言や指導等についても確認している。 ・研修プログラムを策定・実施し、知識の習得を図りつつOJT、OFF-JT、ブラザーシスター制度等による個別の育成システムが行われている。 	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の中期経営計画や施設の事業計画において、人材育成に対する方針が明確にされている。 ・研修運営委員会で施設内研修の計画・内容の評価・見直しを図り、年度初めに職員から研修希望を調査・把握して研修計画を取りまとめ研修の実施・受講に活かしている。 	

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等は職能別評価要件と連携して把握し、研修計画は職員個々のスキルを踏まえて策定され実施されている。 ・新任職員はOJTとの連動を考慮した施設内研修を行い、丁寧な取り組みを進めている。 ・法人や福祉施設協議会主催の階層別研修や専門研修も有効に活用しており、最近の養護・支援活動では「せい教育研修」の成果が児童に向けての「せい教育」指導に活かされている。 		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の児童養護施設職員を育成するという考えのもと、実習生の受け入れ要領を準備し、受入れマニュアル・実習プログラムを策定して実習生を積極的に受け入れている。 ・実習生用の宿泊施設を整え、実習校とは委託契約を交わし連携を図りながら、計画的な受け入れを行っている。 ・実習担当者を置き、養成研修を行い、知識や指導内容の確認を実施し、実習生の指導にあたって適切に対応できるよう助言・指導をしている。 ・巡回指導の際には、実習校の指導者と意見交換を行い、実習生への指導に役立てている。 ・保育士実習生、社会福祉士や心理実習等の専門性に配慮したプログラムも実施している。 		

3 運営の透明性の確保

(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画及び事業報告、運営状況を検証する決算情報等、運営に関する透明性を確保するための情報が公開されている。 ・3年毎に受審している第三者評価の結果も法人のホームページで閲覧できるようになっている。 ・苦情・相談の体制は施設のホームページに明示され、苦情受付担当者と解決責任者として施設長と副施設長が明記されており、法人が委託した2名の第三者委員により社会性や客観性を確保し、苦情の適切な解決に努めることが示されている。 ・地域に向けた情報発信として、法人及び施設のパンフレットがあり、自治会の役員会・施設講演会等が施設で行っている活動等も印刷物を介して紹介している。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査と独立監査法人による会計監査を毎年受け経営課題の抽出・改善も行われており、事業報告や決算情報等とともに、HPに開示している。 ・社会福祉施設等指導監査、指定管理施設モニタリングも定期的を受け、公正かつ透明性の高い施設運営に努め、指定管理施設モニタリング結果は県のHPで公開されている。 ・第三者評価と同じ評価項目に従いサービス自己評価を毎年行い、職務分掌や権限・責任の確認、事務・経理取引に関するルール等も見直して確認をしている。 		

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p>① 23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の理念として、地域社会の中で子どもたちの安心・安全な暮らしを支えることを「支援の柱」として明示し、施設内に掲示している。 ・地域の育成会に職員が役員として参加し、地域行事に積極的に参加したり、育成会との共催で施設内での行事（なわとび大会・かるた大会・米づくり体験など）を実施している。 ・中学3年生から高校3年生の子どもを対象としての進路相談では、就職をする場合の面接の練習や進学勉強に対応できるようにサポーターズを募集し、地域で活動している現在6名の方が個別に子どもに対応し支援ができるようにしている。 	
<p>② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れには要領を作成し、マニュアルに沿って対応をしており、受け入れ時に個別に説明をして個人情報保護に対する誓約書の提出やボランティア保険の契約もお願いをしている。 ・学習ボランティアは、小学生から中学生を対象に月2～3回、1回90分で個別に学習への学びができるようにしている。 ・ピアノは12名の希望する子どもたちが個別に75分ほどの時間を確保し、有償で対応している。 ・学生ボランティアが来園し読み聞かせやレクレーションをしたり、遊びボランティアは幼児から小学生を対象に土・日や春や夏の長期休みに1～2時間ほどの時間を子どもたちと遊ぶ等、生活体験を豊かにできる機会にしている。 ・中学生で塾を希望する11名の子どもに対して、曜日で分けし80分の時間で、国語、英語、数学の学びができるようにしている。 	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や市町村の担当課、教育委員会、子どもたちが通学する小中学校等との連携が図れるようにしている。 ・子どもたちが通学している学校の連絡会には、小学校で年7回、中学校では年6回ほど参加し個別の案件や支援級に通学する子どもに対しての個別面談に対応している。 ・地域共生の理念の基、地域ぐるみ協議会に学園として参加し、地域パトロールに参加するなどして連携が取れるようにしている。 ・アフターケア（卒園後）の相談には電話や訪問メール等で対応できるようにし、自立支援担当や療育職員が連携を取り、情報を取得し、児童相談所、病院、警察、不動産屋等に対応している。 	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学園主催で地域や町会と総合防災協定を結び、地域に向けて消火器講習会を実施している。 ・地域の子ども会が主催するスポーツ少年団（サッカー）への参加や指導者として職員を派遣する等、積極的に関与して地域サポーターズの把握に努めている。 ・地域住民向けに、管理栄養士が食育のアドバイスをしたり、衛生講習会を実施するなど地域福祉の向上に努めている。 ・学園のグラウンドを毎週水・金曜日にはグラウンドゴルフに、体操教室には集会室を毎週木曜日に貸し出すなど、地域ニーズに対応する取り組みをしている。 	

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズは、児童相談所や県の社会福祉施設協議会からの連絡や地域ぐるみ協議会に参加する中で把握している。 ・近隣の2市4町と連携してショートステイを受託し、昨年度は延べ8名の子どもの受け入れている。連絡があればいつでも受け入れることができるように体制を整えている。 ・年1回民生委員の視察研修を受け入れ、児童虐待の現状や児童支援における児童養護の役割の重要性を伝えていく。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを尊重した養育支援ができるように、職員全員対象に毎年4月と11月に会議を実施し、倫理綱領や職員行動基準などの読み合わせをしている。職員の行動基準については、子どもたちにも知らせるなどの検討も期待したい。 ・年5回の職員会議の午後には研修時間を設け、倫理の話とともに、職員間の連携や子どもの権利擁護、せいの課題などを話し合っている。 ・昨年度に権利擁護委員会を立ち上げ、権利擁護の研修を実施したり、倫理綱領チェック表を年2回実施して、職員にフィードバックをしている。 		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「支援の手引き」には職員の基本姿勢のガイドラインが明記され、各部署に配付され職員は必要に応じて確認することができるようになっている。 ・ヒヤリハットはデータで確認できる仕組みがあり、寮会議で不適切になりうる支援対応事例などをデータで確認し、ヒヤリの共有や検証の機会を設けている。 ・CAPの研修は、職員に対しての権利擁護意識と共に、小学2年生と4年生、中学2年生にも実施し、子ども自身にも権利意識を高める取り組みをしている。 ・入所時に児童のみなさんへを配付し、その後は4月の寮毎の児童会で読み合わせをして確認をする機会がある。 		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・入所時に、子どもに向けた「ようこそ上里学園へ」のパンフレットを渡し、また、児童のみなさんへのお知らせも配布して、プライバシーや権利が守られることを知らせている。 ・入所前には、一時保護所に面会に行き入所の確認とともに、見学できることを伝え、生活する寮を見学に来てもらうようにしている。 ・施設の情報は、ホームページや、SNSを通じて発信をしている。 		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者にパンフレットや保護者の皆様へという文章を手渡しできる場合には、交流や再統合にもなるので、説明をしながら渡しているが実際には少ない状況がある。 ・寮毎の児童会は必要に応じて開催し、新しい子が入る時や年度初めと長期休みの前は必ず開催している。月1回は開催できたらと考えているが、目標は2か月に1回は実施したいと考えている。 ・主に話し合う内容は、寮内のルールや行事、外出、日常の要望などで、職員が話すことが多いが、子どもと話す機会は多く、意見を吸い上げる機会はある。 	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭引き取りについては、保護者からの相談もあるが、担当の児童相談所も含め関係機関と協議を繰り返し、子どもの利益を優先に配慮できるように慎重に進めるようにしている。 ・進学希望で居住地が決まらない場合には、措置延長をするなどの配慮をしている。 ・措置変更や家庭引き取りの後はアフターケア体制を取り、施設退所後には、20歳の集まりを学園から呼びかけるなど継続して支援ができる機会も持っている。 	
(3) こどもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を施設内に3カ所設け、子どもからの意見を把握できるしくみを整備している。現在までに18件が寄せられ、食事や生活に関すること、余暇の過ごし方や遊具に関するなどが寄せられている。 ・寄せられた意見に対する回答は掲示場に貼りだし、子どもたちが見入る姿が見られている。また、個別に伝えるなどの対応もしている。 ・子どもとの面談は必要に応じて随時行われ、また誕生日には担当職員と個別外出があり、子どもからの意向や満足度を把握する機会になっている。 ・児童アンケート(16項目)を毎年実施し、衣類や洗濯などの要望に対して改善をしたり、行事に対する意見を聞いて内容に反映するようにしている。 ・各寮では、児童会を必要に応じて実施して、子どもの意見を聞く機会にしている。把握した子どもの意見を検討する場合に、子ども主体となって話し合う機会の検討を期待したい。 	
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の責任者を園長、受付者を副園長としての体制を整え、ホームページに公開し、施設内にも掲示し周知している。 ・苦情事案が生じた時には、副園長から園長と第三者委員に連絡が行き、3人で合議し記録を取り、子どもへの回答も文章で伝えるようにしている。また、児童相談所にも連絡をしている。 	

② 35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時には「児童のみなさんへのおしらせ」や「権利ノート」を渡し、受け入れ担当の職員が説明をして、子どもが個別に保管するように伝えている。 ・子どもからの相談に対しては、担当職員以外でもいつでも対応できることを伝え、応じている。 ・子どもから相談があった場合には、個別に話ができる相談室や施設の空きスペースを活用して、ゆっくり話を聞くことができるように配慮している。 	
③ 36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱に入った児童から意見の取り扱いに対するマニュアルを整備し、意見箱の投函状況を確認している。 ・毎月1回開催される役付会議は午前中に園長、副園長、寮長、事務室主査が出席し、午後の寮長会議では子どもたちや行事のことが話され、児童会での意見も含め役付会議で検討をしている。 ・子どもからの意見は役付会議で検討をし、回覧をして、回答は掲示をして、周知している。 ・スマホの取り扱いなどの事案に対しては、価値観を受け入れるようにしながら子どもたちの理解を得られるように丁寧な説明を心がけている。 	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設危機管理マニュアルに沿って対応し、法人としても危機管理要綱や学園としてのマニュアル（火災、地震、感染症、衛生管理、防犯）を整備し活用できるように職員に周知している。 ・ヒヤリハット情報を収集し、役付会議で分析をするとともに、寮会議でも分析検証をして、職員全体の会議でも報告し、共有している。 ・職員に対して、防犯研修を行い、不審者対策として警察に来園してもらい、さすまたの使用方法を学ぶ機会がある。 ・高校生に対しては携帯を使用することから、ネット情報を安全に適切に利用できる力を身につけることができるように注意喚起をしている。 	
② 38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症マニュアルに基づき、衛生管理の研修を看護師が実施している。 ・平日9時15分の連絡会では宿直明けの職員からの勤務中の報告を受けると同時に、看護師から子どもたちの健康に関する予防的な働きかけができるようにレクチャーが行われている。 ・危機管理委員会が、園長判断で必要に応じて開催され、役付監督者、看護師の他、園長が指名する職員が参加し、感染症の拡大など、緊急時の判断ができるようにしている。 	

③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・防災管理要領を基に、非常災害対策計画を作成し、災害時の人員体制や指揮系統とともに、避難経路や避難場所、備蓄品の確保などに努め、備蓄食品の試食の経験をする機会もある。 ・児童安全計画や事業継続計画（BCP）を作成し、職員や児童への周知を考えている。 ・事故ゼロ点検として、寮内や外回りの点検、衛生点検を実施し安全管理に努めている。 ・年1回地域の住民も参加しての総合防災訓練を実施し、地域との防災協定も締結している。 		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「支援の手引き」が作成され、児童養護と自立支援のガイドラインとして、職員の基本姿勢としての標準的な支援方法が表記され、全職員に配付している。 ・毎年4月と11月に職員全体会で「職員行動基準」の読み合わせを実施し、また、新人職員や転入者に対して年2回研修として周知する機会を設けている。 ・そだれん（こそだてれんしゅう）の研修が、各寮から1名の参加（昼の時間、2時間）で年7回実施され、子どもの権利擁護の視点から、職員のスキルアップに効果を得る機会になっている。 		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・療育や支援の実施方法の検証や見直しは、各部署から出された意見や要望は月1回の寮長会議で検討をし、その結果を役付会議で報告をして、必要に応じて見直しを行い実施している。 ・意見箱は毎月2回確認され、投函された子どもからの意見や要望は役付会議や第三者委員も含めた場で検討や協議が行われ、その結果は施設内の掲示板に掲示されたり、個別に伝えられる仕組みになっている。 		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の作成の責任者である園長をはじめ、寮の担当職員、心理職員、自立支援担当者、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員などが集まり、自立支援会議が年3回行われ、協議したうえで個々の支援計画の作成をしている。 ・計画の作成に当たっては、年3回の面談でアセスメント票を基に内容を説明したうえで、子ども本人の意向を確認している。 ・自立支援計画の作成時に、学校や医師などに相談をする場合もある。 ・発達上で重複な困難を抱えたり、非行傾向にあるなどの場合には、児童相談所、支援センター、ケースを担当している寮長、医師などが集まり、支援ができるようにしている。 		

<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援会議は年3回開催され、自立支援計画の見直しは年2回、年度の半期ごとに行われ、新たな計画を作成している。 ・見直しをする際には、子どもにその都度説明をしたり、同意を得るようにしている。 ・自立支援計画を緊急に変更する場合には、ケースカンファレンスで、子どもの状況の変化や取り巻く変化などを確認したうえで検討をする仕組みを整備している。 	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの日々の様子や成長の様子、支援状況などは、育成記録や養護日誌に記録し、把握できるようにしている。 ・育成記録の内容を毎月毎にまとめをして、子ども一人ひとりの自立支援計画に沿った支援ができているかの振り返りや確認をしている。 ・子どもの記録の内容や書き方に差が出ないように、寮長や先輩職員が、指導や助言をしている。また、新人職員や転入職員に対しては年4回のOJT研修を受講する機会がある。 ・日々の職員間の情報の共有は朝の連絡会や各寮での引継ぎとともに、子どもたちの育成記録をよく読むことを伝えている。 	
<p>② 45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護については、埼玉県個人情報保護条例に基づき対応し、職員には誓約書の提出を求めている。 ・子どもに関する記録の管理責任者は園長で、ファイル基準表（紙ベース）を作成し見える化して管理している。 ・個人情報の日常的な取扱いについては、子どもの写真を撮らない、外部サイトに掲載はしないなどを決め、職員間で確認をしている。 	

内容評価基準（24項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する「倫理綱領」「職員行動基準」などが整備されており、全体会議の場で全職員で読み合わせを行い権利擁護に対する理解や促進に努めるとともに、権利擁護に基づいた養育や支援が行われている。 ・児童等虐待防止のセルフチェックを行いその結果を分析して、子どもの権利侵害の防止及び早期発見に努めている。 	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりに子どもの権利ノートを配布し、安心して暮らせる権利があることを年齢や発達状況を考慮しながら説明を行っている。意見箱（施設内に3個）の説明を行いつつでも自分の意見を言えることや、児童相談所や第三者委員にも相談できる等、子どもが権利について意識を持つよう取り組んでいる。 ・職員は採用時から階層別に研修を実施、また全職員を対象に職員全体会議（年5回）で子どもの権利擁護に関する研修を行い理解ができるよう努めている。 ・子ども同士のトラブル等は、状況に応じて見守ったり仲裁に入ることもあるが、自分たちで解決を図るよう支援している。また、自分や他人を傷つけたり脅かしたりしてはいけないことも機会あるごとに伝えている。 	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりにアルバムが用意されており、空白が生じないように成長の記録として写真など整理保管している。また、いつでも子どもたちが見ることができるよう配慮している。 ・生き立ちの整理については、子どもの状況や家族背景などを踏まえて慎重に検討し、児童相談所や保護者とも連携しながら個別に対応している。 ・子ども自身の生き立ちを理解し未来に向けて自己物語を紡ぐための支援として、ライフストーリーワーク検討会を平成29年度に立ち上げ、令和3年度からライフストーリーワーク推進担当業務となり、職員の共通認識を図り推進に向けて取り組んでいる。 	

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

・就業規定は法人によって策定されており、不適切な行為についての対応が明文化されており、虐待等の事実が判明した時には厳しく処罰されることは職員に周知されている。
・「倫理綱領」「職員行動基準」等の読み合わせや、虐待防止のセルフチェックリストを全職員対象に行っている。
・子ども達は、せい教育（性だけではなく生きるという意味も含めて“せい”としている）や、暴力防止プログラム（CAP）を受講し、自分を大切な存在と認識して自分を守るための具体的な方法「安心・自信・自由」があることを伝えている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

・入所の際には、事前に一時保護所に面接に行き保護者や子どもに施設のパンフレットを手渡し、丁寧に施設の概要等を説明する等、少しでも不安を軽減できるように努めている。
・家庭復帰の際には、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や受け入れ予定の学校等の関係機関とケース会議を行い、子どもが抱えている課題や支援の方法等の確認を行い、子どもたちが安心して落ち着いた生活が継続して送れるよう取り組んでいる。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

・子どもの状況に沿った自立支援計画を作成し、退所後の生活がスムーズに営まれるように、自活訓練ではメニュー作成から食事を作るなどの作業を自分自身で行っていく経験をする等、自立に向けた取り組みを行っている。
・退所の際にはアフターケアカードを渡して、何かあった時にはいつでも施設に相談に来るよう伝えるなど施設が心の支えになっている。
・退所前にはアフターケア計画を本人と一緒に作成し、計画的な支援に努めるとともに支援の内容を記録に残している。
・退所した子どもたちが集まれる機会として、成人式に合わせて行われる「上里くらぶ」を開催し、職員や子どもたちと交流する機会が設けられており、近況などを知る機会ともなっている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育や支援を行う際には、子どもの成育歴を把握するとともに、その子が抱えている課題等を理解するよう努めている。 ・職員は様々な研修（OJT・OFF-JT）を通じて子どもの支援に必要なスキルアップを図り、心理士による助言を得て子どもの理解を深めようと努めている。 ・子どもの満足度調査から、職員に対して「優しい・褒めてくれる・話を聞いてくれる」等、好意的に捉えており、職員の丁寧な関りが見られる。 	
<p>② A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各寮での生活にはルールがあるが、子どもと職員の間で安全で秩序のある最低限のルールにする等、柔軟に対応している。 ・職員と子どもたちとの信頼関係構築のために個別的に接する時間（通院の帰りに外食する等）を作り、1対1で触れ合える時間を大切にしている。 ・幼児の居室は、職員（保育者）の部屋の近くにあり、夜間に目覚めた子どもにもすぐ対応でき安心して眠ることができるよう体制が整えられている。 	
<p>③ A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが日常生活において様々な経験をする中で、躓きや失敗（携帯電話の料金超過等）の体験を大切に自ら問題を解決していけるよう支援し、状況に応じて相談にのったり励ましたり時には注意や指導をするなど職員全員で温かく見守っている。 ・子どもが発信する行動や心の変化などを見逃さず、すぐに対応ができるよう状況把握と情報の共有に努めている。 	
<p>④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児は地域幼稚園で3年保育に通い、小学校から高校まで就学が保障されている。 ・小学生の希望者は通塾やスポーツ少年団に参加し、中学生は塾に通い、高校生にはアルバイトを推奨しており、社会体験をさせることによって社会常識や金銭管理を学ぶ良い機会となっている。 ・施設には多くのボランティア活動が盛んで、幼児の読み聞かせボランティア・学習ボランティア・ピアノボランティア（有償）などがあり、学校以外でも学習する場を提供している。また、地域育成会の参加など社会資源と連携して情報交換をする等、有効利用をしている。 	

<p>⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが社会生活を営む上で必要な知識や技術や衛生概念については、日常生活の中で必要性を説明しながら取り組んでいる。 ・食事の準備、片付け、洗濯、清潔（入浴）などは、子どもの年齢や発達段階に応じて最初は職員と一緒に、徐々に自分でできることを増やしていく等、経験を積み重ねていくよう働きかけている。 ・地域子ども育成会などにも積極的に参加しているが、個々にはいろいろな事情を抱えた子どもがおり、周囲との関係に配慮した適切な援助を必要とする子どもには地域への積極的な参加は難しさがある。 	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、厨房施設（給食室）は修繕工事のため、副食は仕出し弁当にしてご飯は各フロアで炊飯している。 ・会話を大切に、遊びや友達のこと、学校のこと等を語りながら一緒に食べ、食事時間が異なる場合は適温提供を心掛けている。 ・誕生日にはケーキが添えられ、また外出して好きな物を食べる機会を持つ等、子どもの気持ちに柔軟に対応している。 ・嗜好調査や残菜調査を行い、リクエストに応じたお楽しみ献立も取り入れ、献立表は弁当用の献立をカラー刷りでイラストや一言メッセージを添えるなどアレンジがしてあり、見ただけで楽しくなる仕上がりになっている。 ・食習慣や調理技術を体験する機会として、各年代に合わせ栄養士や調理員と一緒にクッキー作りをしたり、高校2年3年生は自活訓練としてお弁当作りや夜食作りなど調理実習をしている。 	
<p>(3) 衣生活</p>	
<p>① A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類は毎日洗濯し常に清潔な衣類の提供を心掛けている。 ・季節や寒暖に配慮しTPOについては状況にあわせて伝えるよう配慮している。 ・衣類購入については、小学生以下は職員と一緒に購入し自分の好みに合った洋服を着用できるようにしており、中高生は自分で購入に行くなど柔軟に対応している。 ・年齢に応じて衣替えやタンスの整理などを手伝ったり、補修や洗濯物の干し方やたたむなど子どもの見える場所で行っている。 ・補修は「面倒くさい」「嫌だ」と敬遠している子が多くいる中で、「一緒にやってみよう」「おもしろいよ」などと声をかけ誘ってみることから始め、糸の通し方や縫い方などの段階を経て自分からやってみようという興味関心が持てるような取り組みをお願いしたい。 	
<p>(4) 住生活</p>	
<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に清掃及び環境整備に努めており、毎月衛生点検（30日）設備点検（寮内・10日）を毎月実施し、必要な修繕等は速やかに行い、子どもの安心安全な生活環境を提供している。 ・子どもの発達状況に応じて日常的な清掃を行い、居室等の整理整頓や清掃が習慣が身につくよう努めている。 ・年齢や特性によって個室を提供しており、相部屋でも私物の保有や個人のスペースが保てるよう配慮している。 ・共有スペースには花を飾ったり、くつろげる家庭的な心地よい雰囲気作りを心掛けている。 	

(5) 健康と安全

① A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

- ・食事や入浴などの生活場面において、日々子どもの健康観察を行い必要に応じて医療へつなげている。
- ・健康上特別な配慮を要する子どもや、受診や服薬が必要な場合は、嘱託医（週1回来園）及び看護師のアドバイスを受けながら安心安全な対応を心掛けている。
- ・医療や健康に関する研修に参加し、感染症については対応マニュアルを整備し看護師からレクチャーを受けている。11月には薬剤師による「薬の管理方法」についての研修も実施した。
- ・保健委員会を通じて、医療や健康に関する情報提供を行い職員全員に周知している。

(6) 性に関する教育

① A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

- ・せい教育について、せい教育担当業務（委員会）実施計画が作成され活用されている。
- ・せい教育の取り組みは、性教育の在り方について個別的な事案も含めて継続的に検討を行い、外部研修にも参加するなど職員全員で取り組んでいる。
- ・子どもへのせい教育は今までの全体説明から、年齢に応じたせい教育「からだ探検隊」の絵本やテキストを使用して、2年前より個別で実施され正しい知識や関心が持てるよう取り組んでいる。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

- ・施設や学校などで行動上の問題が発生した際には、学校や地域、児童相談所そして警察等と緊密に連携して対応に努めている。また、施設全体の課題として問題を共有し職員共通理解のもと取り組んでいる。
- ・子どもの不適切な行動への取り組みは、施設内虐待防止の一貫として「そだれん研修」（どならない子育て練習法）を実施し、職員の支援技術の向上に努めている。

② A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・子ども同士の暴力やいじめ、差別等のトラブル等は、双方から事情を聞く等して原因の解明と早期発見に努め、職員間で情報共有しながら取り組んでいる。
- ・施設入所の際には心理担当による面接を行い、児童相談所の所見と合わせて子どもが持つ課題の発見に努めている。
- ・生活グループの構成には、子ども同士の関係性や年齢、障がい等を十分検討してグループを組み立てている。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

- ・心理的ケアが必要な子どもに対して、臨床心理士2名・心理担当職員3名を配置し、子どものプレイセラピーを行い、子どもの抱える問題を見つめるとともにその変化を見守って行くよう支援を行っている。また、対応する職員への相談にも応じている。
- ・心理担当職員は自立支援会議にも出席し、寮の職員と共通認識を持ち子どものセラピーを通して寮の職員に定期的にフィードバックをする等、連携を取りながら支援をしている。
- ・心理担当職員は、必要に応じて児童相談所の職員と面談をする等、連携しながら支援を行っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

- ・子どもの学習面について学校と連絡を取り合いながら、個々の学力状況の把握に努め学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- ・落ち着いて勉強ができる環境作りに努めており、中学生は週2回学習塾に通う等、個別に学習できる機会があり、小学生も中学年から希望があれば塾で学べる環境が用意されている。
- ・近隣の大学から上里学園での学習ボランティアを主とした学生サークルの学生たちが来園し、学習面だけでなく遊び等、多岐にわたり積極的に活動している。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

- ・子どもの進路選択については、自己決定ができるように就労や進学の情報収集を行い、子どもに判断材料として提供するとともに十分に話し合うよう努めている。また、卒園生による講話や企業見学、企業OBによる進路に向けた話を聞く機会を設けている。
- ・高校中退や不登校になった子どもに対して、十分な時間をかけ就労支援を行っている。
- ・進学を希望する高校生には資金面（奨学金制度）、生活面、精神面など進学の実現に向けて支援や情報提供を行うとともに、家族の支援が可能か緊密に連携を進めている。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

- ・高校一年生から企業OB等による就労支援プログラムを提供し、100%の進路希望率を目指して取り組んでいる。
- ・高校一年生には、施設独自に近隣企業と提携しインターンシップ（就労体験）を行い、就労体験を通じて社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話し合う機会を作っている。就労体験先は、保育園やスポーツ店、菓子店等が希望先として挙げられている。
- ・アルバイトを就労体験と位置づけ、アルバイト先と連携して子どもの自己評価を行っている。また、体験先については、受け入れが難しい状況も考えられるが事情を説明して協力をお願いしている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

・家庭支援専門相談員（専任で2名配置）を中心に、施設の相談窓口及び入所調整や支援方針について、児童相談所と連携して家族調整に取り組んでいる。
・保護者との交流については、「保護者の皆様へ」「上里学園の理念・方針・計画」を保護者に説明し、ともに子どもの成長を見守っていくことを伝え、施設の支援に対する理解と信頼関係の構築に努めている。
・子どもの学校関係の行事等は、家族の状況に応じて行事（授業参観・音楽会・文化祭・入学式等）の情報を伝え参加や協力をお願いしている。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

・家庭支援専門相談員を中心に各寮と連携し自立支援計画を踏まえ「家族支援調整リスト」を作成し、各々の家族や子どもの状況に応じた親子関係再構築のための支援に取り組んでいる。
・親子関係再構築の際には、面会から外出、1泊、2～3泊、長期間へと段階を進めていくにあたり、児童相談所と連携し課題の抽出や目標を設定し、家庭訪問や交流の記録等を通じて保護者にアドバイスをしていく等、保護者の養育力向上に向けた支援に取り組んでいる。